

筆界特定手続に係る現地調査及び意見聴取等期日を行う旨の掲示

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第136条第1項及び第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知は、同法第136条第2項及び第140条第6項の規定により掲示する。

令和7年2月3日

津地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定手続の表示

手続番号 令和6年第5号

対象土地 四日市市生桑町字桑花158番25

四日市市生桑町字桑花158番24

2 関係人の氏名又は名称

早川 ソノエ

3 通知すべき事項

(1) 筆界特定手続に係る現地調査及び意見聴取等期日を行う旨の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。